

## 1. 平成18年の法改正情報

今年の法改正で最も注目を受けたのは前回の取り上げました60歳定年後の継続雇用の義務化でしたが、他の各分野でも改正がありましたので主なものをいくつかご紹介します。

**労働安全衛生法:**長時間労働者への医師による面接指導の実施(50人未満の事業所では平成20年4月より)、特殊健康診断結果の労働者への通知、安全管理者の資格要件の見直し(平成18年10月より施行)

**労災関係:**業種区分、労災保険料率などの変更、通勤災害の認定範囲の拡大

**健康保険、厚生年金:**平成18年9月分より保険料率(厚生年金)が変更。障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が緩和。平成18年10月より高額療養費の基準額の引き上げ、出産育児一時金の引き上げ、埋葬費の見直し等。

なお、厚生年金の保険料額の変更は10月に支給されるお給料分からとなります。この他にも人事労務分野における法律は日々法改正がされています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

## 2. 売上げアップ、本当の要因は?? ~「従業員のやる気アップ作戦」

人事労務問題で経営者の方から最もよく伺う悩みの一つに「社員のやる気をあげたい」があります。通常、コンサルティング手法としては「社内環境の整備」「人事評価制度の導入」「賃金体系の変更」等をご提案するのですが、実施するには時間も費用もそれなりに要します。今回はどの会社でも明日からすぐ実行できる手法を3つほど簡単にご紹介します。

**1つめは「経営理念を浸透させる」。**儲かっている会社ほど経営理念が末端の従業員に浸透しているものです。皆が同じ理念で仕事に取り組むことで進むべき方向がぶれないのです。経営理念があっても浸透していなければ動機付けにはなりません。社内に貼る、朝礼で唱和するなど、古典的に聞こえるかもしれませんが第一歩としてはおすすめです。**2つめに「ネガティブな言葉は使わない」。**前向きな言葉遣いで後ろ向きな気分を払拭しましょう。**3つめは、「会話のある会社を」。**時々「従業員とコミュニケーションがとれていない」と嘆く社長にお会いします。これは言い換えると「従業員と会話がとれていない」のです。まずは上の方から積極的に挨拶してみたいかがですか。会話があれば会社は明るくなり活性化されやる気がアップし、それが売上げアップにつながります。

ちなみに、やる気アップの次のステップとして、会社のルール「就業規則」を整備することも有効です。会社は安心して働ける環境作りをすれば、不要なトラブルを回避できるし、従業員は会社を信頼して仕事に集中し、結果的に会社と従業員が「win x win」の関係になれるですね。ただし就業規則も単に作るだけでは意味がありません。会社に沿った内容を整備して運用させる環境作りをしていきましょう。

ネガティブな言葉はこう変えよう  
(例)「忙しい」「充実してます」  
「できない」「挑戦します」  
社内で考えて一覧表を作って配布しても面白いですね。

## 3. 無料年金相談会のお知らせ <9月2日(土)みたかボランティアセンター>

9月度のねんきんサポート三鷹主催、無料年金相談会の日程が決定しました(私も参加しています)。ちょっとした疑問でも大歓迎です、直接お越しください。詳しくは市報、または読売新聞8/25朝刊を。日時:9月2日(土)9時半から正午まで。場所:みたかボランティアセンター(バス停「市役所前」徒歩3分 三鷹図書館となり)

### 編集後記

お台場にある日本未来技術館に「冷凍マンモス」を観に行った。愛・地球博で、話題になったあのマンモス。あの時は非常に混雑していたと言われていたが、こちらではガラガラ。時間の制限もなくみたい放題。ずいぶん、ながめていた気がする。あんなにきれいな状態で残っていることに驚いた。

解けることのないといわれた永久凍土の氷が地球温暖化で解けたことで現れたもの。地球温暖化問題をマンモスが訴えているように見える、かなしげなまなざしが目に焼きついている。



社会保険労務士事務所  
あおぞら人事・労務サポート  
秋山幸子(登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀4-15-33-710  
TEL:0422-44-9487  
FAX:0422-44-9477  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川(武蔵野支部)